

|                                |                                                     |       |                           |          |  |       |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------|-------|---------------------------|----------|--|-------|
|                                | <div>岡山県公報</div> <div>発行<br/>岡山県</div> <div></div>  |       |                           |          |  |       |
|                                | 目次                                                  |       | 担当課（室）                    |          |  |       |
| ○<br><br>規則                    | 【規則】<br><br>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 環境企画課 | ○<br><br>取                |          |  | 建築指導課 |
| ○<br><br>精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 | 【告示】<br><br>精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退                   | 健康推進課 | ○<br><br>完了               |          |  | " "   |
| ○<br><br>知事指定薬物の指定             |                                                     | 医薬安全課 | ○<br><br>岡山県庁文書規程の一部改正の正誤 | (県例規集登載) |  | 総務学事課 |
| ○<br><br>指定居宅サービスの事業の廃止        |                                                     | 指導監査課 | ○<br><br>完了               |          |  | " "   |
| 出                              |                                                     | " "   |                           |          |  |       |
| ○<br><br>指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出   |                                                     | " "   |                           |          |  |       |
| ○<br><br>漁業の免許                 |                                                     | 水産課   |                           |          |  |       |
| ○<br><br>道路の区域変更               |                                                     | 道路整備課 |                           |          |  |       |
| ○<br><br>道路の供用開始               |                                                     | " "   |                           |          |  |       |
| ○<br><br>急傾斜地崩壊危険区域の指定         |                                                     | 防災砂防課 |                           |          |  |       |
| ○<br><br>公共測量の実施               | 【公告】                                                | 監視課   |                           |          |  |       |
| ○<br><br>"                     |                                                     | " "   |                           |          |  |       |
| ○<br><br>"                     |                                                     | " "   |                           |          |  |       |

◎岡山県規則第五十六号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年岡山県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「閲覧場所」を「閲覧」に改め、同条中「により」を「による」に、「を閲覧に供する場所は、環境文化部環境企画課及び各県民局地域政策部環境課」を「の閲覧は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県告示第三百四十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和七年七月四日

指定した医療機関

名称

鏡野町国民健康保険病院

所在地

苫田郡鏡野町寺元三六五

岡山県知事 伊原 隆 太

指定年月日

令和七年七月一日

◎岡山県告示第三百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年七月四日

指定を辞退した医療機関

名称

有限会社大手町薬局メディカルスワミ

所在地

赤磐市河本一四一―一

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和七年六月三十日

◎岡山県告示第三百四十九号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 一―（ベンゾ「d」―「一・三」ジオキソール―五―イル）―二―（シクロヘキシルアミノ）プロパン―一―オン（通称名Cypulyone、N―Cyclorhethylmethylyone）及びその塩類
- 2 二―（二―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―ニトロ―一H―ベンゾ「d」イミダゾール―一―イル）―N―エチルエタン―一―アミン（通称名N―Deseethyl etonitazene）及びその塩類
- 3 （八R）―六―アリル―N・N―ジエチル―一―（チオフェン―二―カルボニル）―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名T―ALL―LAD）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、令和七年七月五日から施行する。

◎岡山県告示第三百五十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。  
令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 1 名称 山陽名倉堂介護センター
  - 2 所在地 赤磐市高屋三九八―一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 有限会社山陽名倉堂
  - 2 所在地 赤磐市高屋三九八―一
- 三 廃止の届出を受理した年月日 令和七年六月二十七日
- 四 介護保険事業所番号 三三七二二〇〇五五四
- 五 サービスの種類 訪問介護

◎岡山県告示第三百五十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーション ひだまり

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄二七二番地六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハッピークリエーション

2 所在地

瀬戸内市邑久町山田庄二七二番地六

三 廃止の届出を受理した年月日

令和七年六月二十七日

四 介護保険事業所番号

三三七二四〇一〇七九

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第三百五十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
  - 1 名称 就労継続支援A型ワンピース総社
  - 2 所在地 総社市井手一三四番地二
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - 1 名称 株式会社ONE，S WORK
  - 2 主たる事務所の所在地 総社市井手一三四番地二
- 三 廃止年月日 令和七年六月三十日
- 四 事業所番号 三三一〇八〇〇五七二
- 五 サービスの種類 就労継続支援A型

◎岡山県告示第三百五十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十三条第一項の規定により、令和七年七月一日次のとおり漁業の免許をした。  
令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|                |              |                         |             |
|----------------|--------------|-------------------------|-------------|
| 岡山県第五十六号       | 海区漁場計画の告示番号  | 漁業権者の名称                 | 免許の内容及び存続期間 |
| 令和七年岡山県告示第九十七号 | 児島湾漁業協同組合連合会 | 海区漁場計画の告示による海区漁場計画のとおりに |             |

◎岡山県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

| 区                    | 域                       | 新旧別 | 幅員（メートル）     | 延長（メートル） |
|----------------------|-------------------------|-----|--------------|----------|
| 井原市芳井町下鴨字刀祢三二三九番一地从先 | 井原市芳井町下鴨字押子原三二〇五番一地从先まで | 新   | 八・九〇<br>二四・四 | 三九一・五    |
| 井原市芳井町下鴨字刀祢三二三九番一地从先 | 井原市芳井町下鴨字押子原三二〇五番一地从先まで | 旧   | 六・一〇<br>一四・〇 | 三九一・五    |

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 芳井油木線
- 三 道路の区域

| 区                     | 域                       | 新旧別 | 幅員（メートル）    | 延長（メートル） |
|-----------------------|-------------------------|-----|-------------|----------|
| 井原市芳井町西三原字日向田一〇五番二地从先 | 井原市芳井町西三原字細田ノ上四四番一地从先まで | 新   | 五・八〇<br>九・五 | 七三・八     |
| 井原市芳井町西三原字日向田一〇五番二地从先 | 井原市芳井町西三原字細田ノ上四四番一地从先まで | 旧   | 五・八〇<br>九・五 | 七三・八     |

一 道路の種類 県道  
二 路線名 栃原久米南線  
三 道路の区域

| 区                                                          | 域                                                          | 新旧別 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----|--------------|--------------|
| 久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一<br>地先から<br>久米郡美咲町和田北字太郎丸上一一一八<br>番二地先まで | 久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一<br>地先から<br>久米郡美咲町和田北字太郎丸上一一一八<br>番二地先まで | 新   | 四・一<br>二一・三  | 二六二・八        |
| 久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一<br>地先から<br>久米郡美咲町和田北字太郎丸上一一一八<br>番二地先まで | 久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一<br>地先から<br>久米郡美咲町和田北字太郎丸上一一一八<br>番二地先まで | 旧   | 二・八<br>一六・一  | 二六二・八        |

◎岡山県告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| 道路の種類 | 路線名    | 区間                                            | 供用開始年月日  |
|-------|--------|-----------------------------------------------|----------|
| 県道    | 芳井油木線  | 井原市芳井町西三原字日向田一〇五番二地先から井原市芳井町西三原字細田ノ上四四番一地先まで  | 令和七年七月四日 |
| 県道    | 栃原久米南線 | 久米郡美咲町和田北字ソ子一一四八番一地先から久米郡美咲町和田北字太郎丸上一一八番二地先まで |          |

◎岡山県告示第三百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、岡山県土木部防災砂防課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

浦田地区

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱  
一号と十八号を結んだ線に囲まれた区域

|             |         |                             |
|-------------|---------|-----------------------------|
| 岡山県倉敷市浦田字黒山 | 二四九五番一  | 一号から三号まで、六号か<br>ら十一号まで及び十八号 |
| 〃           | 二四九七番一  | 四号及び五号                      |
| 〃           | 二五四八番一  | 十二号から十四号                    |
| 〃           | 二五五〇番二  | 十五号及び十六号                    |
| 〃           | 二五五〇番一四 | 十七号                         |

〔二九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 瀬戸内市邑久町庄<br>田 地 内         | 測 量 区 域   |
| 公共測量（基準点測量）               | 測 量 の 種 類 |
| 令和七年六月十七日から同<br>年七月三十一日まで | 測 量 期 間   |

〔三〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|         |              |                     |
|---------|--------------|---------------------|
| 測量区域    | 測量の種類        | 測量期間                |
| 総社市久代地内 | 公共測量（基準点測量等） | 令和七年六月十八日から同年十月十日まで |

〔三〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 倉敷市玉島黒崎地内                   | 測量区域  |
| 公共測量（基準点測量、現地測量、横断測量及び用地測量） | 測量の種類 |
| 令和七年六月二十三日から同年十月三十一日まで      | 測量期間  |

〔三〇二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|                              |                       |
|------------------------------|-----------------------|
| 津山市山下他地内                     | 測<br>量<br>区<br>域      |
| 公共測量（3D都市モデル作成）              | 測<br>量<br>の<br>種<br>類 |
| 令和七年六月二十三日から<br>令和八年二月二十七日まで | 測<br>量<br>期<br>間      |

〔三〇三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|            |           |
|------------|-----------|
| 倉敷市粒江地内    | 測 量 区 域   |
| 公共測量（用地測量） | 測 量 の 種 類 |
| 令和七年六月十八日  | 終 了 年 月 日 |

〔三〇四〕土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定により、次のとおり事業の準備のための土地立入りを許可した。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- |   |               |                       |                 |
|---|---------------|-----------------------|-----------------|
| 一 | 起業者の名称        | 中国電力ネットワーク株式会社        | 塔建替工事           |
| 二 | 事業の種類         | 六十六kV特別高压架空送電線路       | 日比線No. 十一～十八経年鉄 |
| 三 | 立入りの目的        | 測量及び調査                |                 |
| 四 | 立入りの期間        | 令和七年七月四日から令和八年六月三十日まで |                 |
| 五 | 立ち入ろうとする土地の区域 | 岡山県玉野市玉五丁目            |                 |
|   |               | 奥玉二丁目                 |                 |
|   |               | 奥玉三丁目                 |                 |

〔三〇五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 許可しようとする建築物の建築の計画

真庭市長が第一種住居地域である真庭市中島一四三番地二七の一部、一四三番地三六、惣二六〇番地一（旧真庭高等学校久世校地内）において計画する共同調理場の機能有する認定こども園の建築

二 意見の聴取の期日

令和七年七月十日（木曜日）午後一時三十分から午後二時三十分まで

三 意見の聴取の場所

真庭市久世二九三二番地五  
久世公民館 三階視聴覚室

〔三〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三須字半妻四八七番二四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市日畑四二四番地七

中村 陸人

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十五日岡山県指令建指第四二五号

〔三〇七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字古頃一〇七六番一、一〇七七番、一〇八六番六、一〇八六番一二、一〇八七番一、一〇八七番二、一〇八七番三、一〇八八番一、一〇八八番六、一〇七六番一地先から一〇七七番地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

株式会社しまむら

代表取締役 高橋維一郎

三 許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十七日岡山県指令建指第四三三三号

〔三〇八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年七月四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字古頃一〇七六番一、一〇七七番、一〇八六番六、一〇八六番一二、一〇八七番一、一〇八七番二、一〇八七番三、一〇八八番一、一〇八八番六、一〇七六番一地先から一〇七七番地先まで道

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目六〇二番一号

株式会社しまむら

代表取締役 高橋維一郎

五 許可年月日及び許可番号

令和七年三月二十七日岡山県指令建指第四三三三号

〔一八〕令和七年一月二十八日付け公布岡山県訓令第一号（岡山県庁文書規程の一部改正）に誤りがあった。

| 頁・行 | 一・終わりから一〇                                                                                                                     |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 誤   | 同項に次の一項を加える。                                                                                                                  |
| 正   | 「ものとし、その課の分掌に属しないものは、直ちに、理由を付して主務課に送付する」を削り、同項に次のただし書を加える。<br>ただし、その課の分掌に属しないものは、直ちに、理由を付して主務課に送付するものとする。<br>第十六条の二に次の一項を加える。 |